

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	指定排水設備工事店の取消し等		
根拠法令 及び条項	蓮田市指定排水設備工事店規程第11条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市下水道条例第8条 蓮田市指定排水設備工事店規程第3条、第9条、第10条、第11条		
処分基準 設定年月日	平成9年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道部 下水道課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○蓮田市下水道条例

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、管理者が定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した工事施行業者（以下「指定排水設備工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

○蓮田市指定排水設備工事店規程

(指定の基準)

第3条 管理者は、指定排水設備工事店の指定（以下「工事店の指定」という。）を受けようとする者が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、その者に対し、工事店の指定をするものとする。

- (1) 専属する責任技術者が1人以上いること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 埼玉県内に営業所又は店舗があること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第11条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
 - ウ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その代表者又はその他の役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定排水設備工事店の責務及び遵守事項)

第9条 指定排水設備工事店は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 指定排水設備工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の施工の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。
- (3) 工事の請負契約を締結する際には、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 自己の名義を他の業者に貸与し、指定排水設備工事店の業を行わせてはならない。
- (6) 工事は、条例第7条第1項に規定する管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (7) 工事に係る設計及び施工（監理を含む。）は、専属する責任技術者に行わせなければならない。
- (8) 工事に使用する材料は、管理者が指定する規格のものでなければならない。

- (9) 前号に規定する指定した材料が使用できない場合においては、その都度、発注者、蓮田市及び請負者の3者で協議しなければならない。
- (10) 災害等緊急時に、管理者から排水設備の復旧のための協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- (11) 条例第9条第1項の検査（以下この項において「完了検査」という。）を受けるときは、当該工事を行った専属する責任技術者を立ち合わせなければならない。
- (12) 完了検査に合格しなかったときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。
- (13) 完了検査の合格後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責任に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (14) 従業員の業務上の行為については、全ての責任を負わなければならない。
- (15) 自己の責任に帰すべき理由により蓮田市に損害を与えたときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。

(指定の辞退及び異動等の届出義務)

第10条 指定排水設備工事店は、第3条各号に掲げる要件に適合しなくなったとき又はその営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに様式第8号の蓮田市指定排水設備工事店辞退届を管理者に提出しなければならない。

2 指定排水設備工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに様式第9号の蓮田市指定排水設備工事店異動届を管理者に提出しなければならない。

- (1) 法人である場合においては、組織を変更したとき、又は代表者を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 営業所又は店舗を移転し、又は譲渡したとき。
- (4) 専属する責任技術者に異動又は変更があったとき。
- (5) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

3 指定排水設備工事店は、休止していた営業を再開しようとするときは、直ちに様式第10号の蓮田市指定排水設備工事店営業再開届を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 管理者は、前条第1項の辞退届の提出があったときは、工事店の指定を取り消すものとする。

2 管理者は、指定排水設備工事店が第9条又は前条の規定に違反したときは、工事店の指定を取り消し、又は1年を超えない範囲において、当該工事店の指定の効力を停止することができる。

3 管理者は、前項の規定により工事店の指定の取消し又は停止をしたときは、その者に対し、様式第11号の蓮田市指定排水設備工事店指定取消等通知書により通知するものとする。

4 第2項の規定による工事店の指定の取消し又は停止によって生ずる損害については、蓮田市はその責任を負わない。